

アフターケア通院費支給要綱の一部を改正する件（案）に対する意見募集について

平成25年2月4日
厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課

労災保険法の社会復帰促進等事業として行われているアフターケア通院費の支給については、「アフターケア通院費支給要綱」（平成9年8月26日付け基発第596号の別添）に基づいて行っています。

この度、ゆうちょ銀行への振込が行える社会復帰促進等事業の範囲を拡大することに伴い、「アフターケア通院費支給要綱」で定めているアフターケア通院費の申請書について、所要の改正を行うことを予定しております。

つきましては、別添の改正案について御意見を募集いたします。

御意見がございましたら、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成25年2月4日（月）から平成25年3月5日（火）まで
（30日間）（郵送の場合は同日必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

3 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由です。）。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

○ 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課福祉係あて

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03-3502-6488

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課福祉係あて

4 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。

御意見の提出者が個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、また、法人の場合は、法人名、所在地及び担当者の連絡先をそれぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、御意見は原則として、個人又は法人の属性に関する情報を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。